

第7節 適格機関投資家等特例業務届出者等

I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

2024年6月末現在、これらの届出業者は3,830者（業務廃止命令発出先604者を除く）である。（資料1参照）

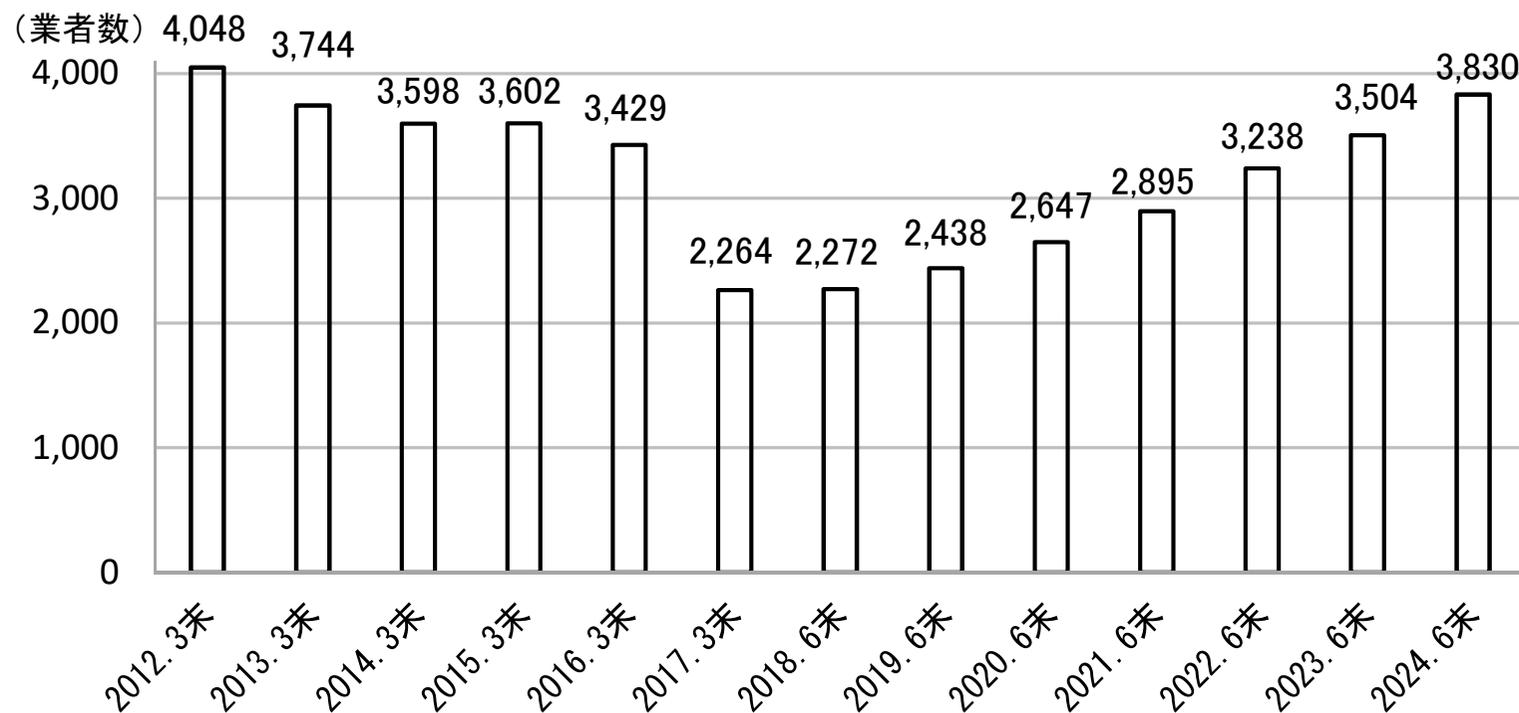
II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2023年7月以降、適格機関投資家等特例業務届出者に対し、14件の行政処分（うち業務廃止命令6件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「事業報告書を提出していない状況」、「主たる営業所等を確認できない状況」等となっている。

(資料1)

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。